幼保連携型認定こども園

高須保育園

運営規程（園則）

令和　６年　９月　１日

社会福祉法人　若潮福祉会

幼保連携型認定こども園　高須保育園
運営規程

（事業所の名称及び所在地）

第１条　社会福祉法人若潮福祉会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　　幼保連携型認定こども園　高須保育園　　（本園）
　　幼保連携型認定こども園　第二高須保育園（分園）

（２）　所在地　　鹿屋市高須町１３８９番（本園）
　　鹿屋市大浦町１４０１３番７（分園）

（施設の目的及び運営方針）

第２条　幼保連携型認定こども園高須保育園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を援助するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

２　当園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令を遵守して運営する。

（認可定員及び学級の編制）

第３条　当園の認可定員は、６９名とし、満３歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行う為、学級を編成するものとする。

２　１学級の子どもの数は、２５人以下を原則とする。

３　学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成することを原則とする。

（子どもの区分ごとの利用定員）

第４条　当園の子ども・子育て支援法第３１条第１項の利用定員は、次のとおりとする。

（１）教育標準時間の認定を受けた子ども　　（１号認定）
　　１５名

（２）保育時間の認定を受けた子どものうち満３歳以上の子ども　　（２号認定）
　　２８名

（３）保育時間の認定を受けた子どものうち満３歳未満の子ども　　（３号認定）
２６名

（提供する特定教育・保育等の内容）

第５条　当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる特定教育・保育、その他の便宜を提供する。

（１）　特定教育・保育（第８条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）

（２）　食事の提供

（３）　子育て支援事業

（４）　延長保育事業

（５）　預かり保育事業

（６）　その他　子どもの生活全体が豊かになるための便宜の提供

（教育課程）

第６条　当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」として別に定める。

（学年及び学期）

第７条　当園の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　　１年を次の３学期に分ける。

（１）　第１学期　　４月１日～　７月３１日

（２）　第２学期　　８月１日～１２月３１日

（３）　第３学期　　１月１日～　３月３１日

（特定教育・保育を行う時間等）

第８条　当園の特定教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

（１）　教育標準時間認定に係る教育・保育時間

・教育時間　　午前８時４５分～午後１２時４５分

ただし、当園が定める教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で預かり保育を提供する。

①　7 時 00 分から 8 時 45 分まで　②12 時 45 分から 18 時 30 分まで

（２）　保育標準時間認定に係る保育時間

７時００分から１８時００分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。ただし、当園が定める保育標準時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育を提供する。

①　18 時 00 分から 18 時 30 分まで

（３）　保育短時間認定に係る保育時間

８時４５分～１６時４５分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。ただし、当園が定める保育短時間認定に係る特定教育・保育時間外において、やむを得ない事情により保育・教育を必要とする場合は、次の時間帯で延長保育を提供する。

①　16 時 45 分から 18 時 45 分まで

（特定教育・保育の提供を行う日及び行わない日）

第９条　特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、教育標準時間認定を受けた児童については、原則として月曜日から金曜日までとする。

２　当園の休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日

（２）年末年始

（３）３月３０日、３１日

（４）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

３　以下の期間及び日においては、教育標準時間認定を受けた児童に対する教育・保育の提供は原則として行わない。

（１）夏期休園　　８月　１日～　８月３１日

（２）冬期休園　　１２月２９日～　１月　３日

（３）春期休園　　３月３０、３１日

（４）土曜日

４　特定教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、園長は前２項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

５　特定教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、園長は第１項の規定に関わらず臨時に教育・保育を行わないことがある。

６　感染症流行時、警報発令時には教育・保育を行わないことがある。

（保護者に対する子育て支援の内容に関する事項）

第１０条　第５条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関す

る教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則のとおりとする。
当園の事業は、次のとおりとする。
（１）子育てに関する保護者、地域の者からの相談に応じる。
（２）「園だより」等の配布、ならびにホームページにおいて、
子育てに必要な情報を提供する。
（３）地域子育て支援を行い者に対する必要な情報の提供と助言を行う。

（職員の職種、員数及び勤務の内容）
第１１条　教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

（１）園長　　１名
（２）副園長　　１名
（３）主幹保育教諭　　２名
（４）保育教諭　　８名以上
（５）栄養士・調理員　　２名以上
（６）保育補助員　　１名以上

２　前項目の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。
３　本条に定める職員の職務は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の他の関係法令の定めるところにする。

（園医等）
第１２条　当園の園医、園歯科医、園薬剤師を置く。

（入園）
第１３条　当園の入園は、選考のうえ園長が許可する。

（入園申込手続き及び選考方法）
第１４条　当園の入園（転入園及び再入園を含む。以下同じ）を志望する者は、所定の入園願書（申込書）を園長に提出しなければならない。なお、教育標準時間認定を受ける者は園に、保育時間の認定を受ける者は居住市町村に申し込むものとする。
２　利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に当園を利用している教育標準時間の認定を受けた子どもの総数が利用定員の総数を超え

る場合については、当園の教育理念に基づく選考条例、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3　選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度必要に応じて、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間認定を希望する子どもについては、児童福祉法第 24 条に基づき、市町村が行う利用の調整に従って決定される。

4　当園は、保育時間の認定を受けた子どもの利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、できる限り協力し当園の利用が決定したときは、これに応じる。

（入園手続き）

第１５条　当園に入園を許可された者の保護者は、当該入園許可の日から指定の期日に入園手続きを行わなければならない。

（入園許可の取り消し）

第１６条　園長は、前条に定める期間内に入園手続きが行われないものについて、入園許可を取り消すことがある。

2　園長は、入園日に理由なく登園しない者については、入園許可を取り消すことがある。

（退園、転園及び休園）

第１７条　当園を退園、転園及び休園しようとする者は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

（賞　罰）

第１８条　園長は、心身の発達が著しい子ども又は他の模範となる子どもを表彰する事ができる。

2　他の子どもに対し、教育上好ましくないと思われるものは、これを１週間以内の登園停止とすることがある。

（保育料等）

第１９条　当園は、保護者から園児の居住する市町村が定める利用者負担額（基本保育料）を徴収する。

2　当園は、保護者から特定教育・保育の提供に要する次の費用について、重要事項説明書に定める額を重要事項説明書に定めた方法で徴収する。

（１）食事の提供に要する費用

（２）特定教育・保育の提供における便宜に要する費用

３　当園は、預かり保育の提供に要する費用の一部について、保護者から利用者負担（預かり保育利用料）として、重要事項説明書に定める額を重要事項説明書に定めた方法で徴収する。

４　当園は、延長保育の提供に要する費用の一部について、保護者から利用者負担（延長保育利用料）として、重要事項説明書に定める額を重要事項説明書に定めた方法で徴収する。

５　退園する場合は、退園日までに口座振替により日割り日数分の金額の徴収または返納を行う。

６　特定教育・保育の提供における便宜に要する費用が生じた場合は、その都度保護者に説明の上現金により徴収する。

（利用料等の還付の制限）

第２０条　既納の利用料等は還付しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

（利用料の滞納者に対する処置）

第２１条　園長は、利用料の未納が納期後１か月以上に及んだ子どもについては、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、市町村と協議の上、退園させることができる。なお、退園後も未納分の保育料を請求することができるものとする。

（重要事項説明書）

第２２条　重要事項説明書は、社会福祉法人若潮福祉会の議決を得るものとする。

２　重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、保護者と内容を確認し、同意を得る。

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第２３条　当園においては、子どもの安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２７条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、緊急時における対応マニュアルを作成し、訓練等を行う。

２　当園は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律において準用する学校保健安全法に従って、市町村、保護者等へ連絡、その他の関係機関との連携を図る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第２４条　当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため別途定める「児童虐待マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

（２）職員による園児に対する虐待・懲戒の乱用等の行為の禁止

（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員研修の実施

（４）その他虐待防止のために必要な措置

（小学校との連携）

第２５条　教育･保育の提供の終了に際しては､小学校における教育又は他の特定教育･保育施設等において継続的に提供される教育･保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

（利用の終了に関する事項）

第２６条　当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

（１）子どもが小学校就学の始期に達した時

（２）保育時間の認定を受けた子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時

（３）その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

２　当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

（付則）

この園則は平成２９年４月１日より施行する。

この園則は令和　１年１０月１日より施行する。

この園則は令和　２年４月１日より施行する。

この園則は令和　６年９月１日より施行する。